

高齢者福祉

我が国は、世界に例のないスピードで少子・高齢化が進行しており、本市においても、急速な高齢社会の進展が見られます。このような高齢社会を迎えるにあたって、高齢者が尊厳をもって、心身ともに健康で生き生きと、あるいは介護が必要になっても安心して、地域で暮らしていくことができるよう、老人福祉施策及び介護保険サービスの充実を図っています。

(1) 高齢化の現状

本市の高齢化率は 24.3%で、今後も高い水準で推移していくことが予測されます。特に、島しょ地域では 49.3%、中には 60%を超える地域もあり、また、高齢者単身世帯・高齢者世帯の増加も見られることから、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会等と連携を取り、訪問活動や配食サービスなどで安否確認を行うなど見守り体制の強化を進めています。

(各年度3月31日現在)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総 人 口 (人)	126,454	126,933	127,241
高 齢 者 人 口 (人)	29,969	30,485	30,923
高 齢 化 率 (%)	23.7	24.0	24.3
高 齢 者 単 身 世 帯 (戸)	9,902	10,400	10,841
高 齢 者 世 帯 (戸)	4,887	5,041	5,150

※高齢者人口=65歳以上の人口

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯

※住民異動記録(出生、死亡、転入、転出等)が随時更新されるため、抽出日によって数値に差が生じることがあります。

(2) 令和 7 年度 うるま市高齢者人口

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

行政区名	行政区別 人 口	65 歳以上 人 口	高齢化率 (%)	独居高齢者数			独居率 (%)
				男性	女性	合計	
具 志 川	4,689	1,342	28.6%	176	258	434	32.3%
田 場	5,725	1,035	18.1%	151	199	350	33.8%
赤 野	2,205	426	19.3%	42	79	121	28.4%
宇 堅	1,398	358	25.6%	41	58	99	27.7%
天 願	1,385	394	28.4%	70	92	162	41.1%
昆 布	1,906	549	28.8%	93	147	240	43.7%
栄 野 比	2,049	510	24.9%	91	100	191	37.5%
川 崎	2,321	519	22.4%	77	74	151	29.1%
西 原	3,284	639	19.5%	77	119	196	30.7%
安 慶 名	3,048	771	25.3%	104	196	300	38.9%
平 良 川	2,386	536	22.5%	73	102	175	32.6%
上 平 良 川	2,889	668	23.1%	92	143	235	35.2%
兼 箇 段	1,760	417	23.7%	58	62	120	28.8%
米 原	2,842	531	18.7%	74	99	173	32.6%
赤 道	5,225	1,280	24.5%	194	283	477	37.3%
江 洲	4,423	825	18.7%	88	153	241	29.2%
宮 里	3,674	759	20.7%	105	171	276	36.4%
喜 仲	3,181	802	25.2%	85	158	243	30.3%
上 江 洲	2,943	720	24.5%	108	128	236	32.8%
大 田	1,830	412	22.5%	68	71	139	33.7%
川 田	1,283	277	21.6%	28	42	70	25.3%
塩 屋	2,458	341	13.9%	44	44	88	25.8%
豊 原	1,742	280	16.1%	28	34	62	22.1%
高 江 洲	1,513	259	17.1%	33	39	72	27.8%
前 原	2,035	292	14.3%	54	64	118	40.4%
志 林 川	2,488	495	19.9%	65	113	178	36.0%
新 赤 道	1,822	513	28.2%	48	90	138	26.9%
みどり町 1・2	2,298	446	19.4%	52	73	125	28.0%
みどり町 3・4	2,414	466	19.3%	50	110	160	34.3%
みどり町 5・6	2,173	491	22.6%	92	118	210	42.8%
具志川地域計	79,389	17,353	21.9%	2,361	3,419	5,780	33.3%
曙	3,117	816	26.2%	137	186	323	39.6%
南 栄	961	240	25.0%	54	58	112	46.7%
城 北	1,912	376	19.7%	63	92	155	41.2%
中 央	1,020	258	25.3%	45	66	111	43.0%
松 島	992	291	29.3%	53	86	139	47.8%
宮 前	1,006	249	24.8%	50	67	117	47.0%
東 山	1,574	415	26.4%	75	116	191	46.0%
旭 港	2,384	618	25.9%	63	122	185	29.9%
伊 波	1,967	504	25.6%	87	94	181	35.9%
嘉 手 苅	840	240	28.6%	43	76	119	49.6%
山 城	1,107	340	30.7%	51	65	116	34.1%
石 川 前 原	3,438	675	19.6%	90	134	224	33.2%
東 恩 納	1,693	441	26.0%	73	95	168	38.1%
美 原	881	259	29.4%	45	54	99	38.2%
石 川 地 域 計	24,003	6,048	25.2%	998	1,385	2,383	39.4%
南 風 原	3,776	1,066	28.2%	164	282	446	41.8%
平 安 名	4,060	1,175	28.9%	133	204	337	28.7%
内 間	1,112	338	30.4%	50	66	116	34.3%
平 敷 屋	2,998	1,003	33.5%	131	129	260	25.9%
津 堅	322	186	57.8%	54	39	93	50.0%
比 浜	221	97	43.9%	24	16	40	41.2%
比 嘉	141	73	51.8%	27	7	34	46.6%
勝 連 地 域 計	12,630	3,938	31.2%	583	743	1,326	33.7%
照 間	1,303	352	27.0%	65	61	126	35.8%
与 那 城 西 原	1,546	370	23.9%	51	86	137	37.0%
与 那 城	1,483	414	27.9%	43	69	112	27.1%
饒 辺	1,505	464	30.8%	74	81	155	33.4%
屋 慶 名	3,593	1,151	32.0%	215	235	450	39.1%
平 安 座	1,107	443	40.0%	108	74	182	41.1%
桃 原	180	90	50.0%	30	12	42	46.7%
上 原	153	72	47.1%	28	17	45	62.5%
宮 城	135	81	60.0%	23	13	36	44.4%
池 味	81	29	35.8%	10	2	12	41.4%
伊 計	198	114	57.6%	41	15	56	49.1%
与 那 城 地 域 計	11,284	3,580	31.7%	688	665	1,353	37.8%
合 計	127,306	30,919	24.3%	4,630	6,212	10,842	35.1%

※老人ホーム等施設入所者及び外国人登録者を含みます。

※独居率は、65歳以上高齢者における比率です。

※住民異動記録(出生、死亡、転入、転出等)が随時更新されるため、抽出日によって数値に差が生じることがあります。

(3)老人福祉法に基づく施設施策

平成12年4月1日の介護保険制度導入により、特別養護老人ホーム入所の措置が、施設と個人との契約に移行され、老人福祉法による措置は養護老人ホームのみとなりました。

①養護老人ホームへの入所措置

65歳以上の方で、在宅において日常生活を営むのに支障がある方に対して、心身の状況や置かれている環境等を総合的に勘案して入所決定を行います。

◇老人ホーム入所者数

(単位:人)

施設区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
具志川厚生園	11	6	8
計	11	6	8

◇老人ホーム措置費

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置費	18,017	13,813	16,726
自己負担	1,803	2,086	2,577

②やむを得ない事由による措置入所

介護保険サービスを受けられない高齢者で、やむを得ない事由(虐待や認知症等)により入所が必要な方を、老人福祉法第10条の4及び第11条の規定に基づき、市が職権で措置を行う制度です。

なお、介護サービスが必要な場合は、入所中に介護サービスの利用に結びつけていきます。

◇入所要件(やむを得ない事由)

- ・本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合など

◇措置人数・措置費

(単位:人、千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入所数	4	8	5
措置費	1,023	3,043	3,208

③高齢者等緊急一時保護事業

65歳以上の、災害又は虐待等により緊急に保護をする必要がある高齢者に対し、一時的に高齢者施設へ入所させ、高齢者等の安全な生活を確保することを目的とします。

◇保護人数・一時保護費

(単位:人、千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保護人数	15	11	2
保護に要した費用	2,728	4,138	90

(4) 敬老関係事業

老人福祉法では、広く国民に高齢者の福祉についての関心を深めてもらい、社会に長年尽くしてこられた高齢者の方々に敬愛し、長寿を祝うため毎年9月第3月曜日を「敬老の日」、9月15日～21日までを「老人週間」としており、本市においてもその期間中、対象者の方々に記念品や祝金を贈る敬老事業を実施しています。

①記念品支給事業 … 長寿を祝うため、当該年度の祝事の対象者に記念品を贈呈

◇対象者 : トーカチ・カジマヤー・新百歳

◇対象者数

(単位:人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ト ー カ チ	515	535	508
カ ジ マ ヤ ー	128	137	127
新 百 歳	27	37	33
計	670	709	668

②祝金支給事業 … 長寿を祝い、当該年度中に祝事の年齢に到達した方に支給

◇対象者 : トーカチ・カジマヤー・新百歳・百歳以上

◇支給額 : トーカチ:10,000 円 カジマヤー:15,000 円

新百歳 :20,000 円 百歳以上 :20,000 円

◇対象数及び総支給額

(単位:人、千円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	対象人数	支給額	対象人数	支給額	対象人数	支給額
ト ー カ チ	587	5,870	618	6,180	605	6,050
カ ジ マ ヤ ー	137	2,055	139	2,085	134	2,010
新 百 歳	32	640	37	740	40	800
百 歳 以 上	104	2,080	93	1,860	80	1,600
計	860	10,645	887	10,865	859	10,460

(5) 老人クラブ事業

高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた創造的活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするを目的として、老人クラブ連合会と各自治会で活動する単位老人クラブへ、会員数に応じて補助金を交付しています。

◇補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で均等割分と人数割分を加算して得た額を交付しています。

◇補助金額

(単位:千円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
うるま市老人クラブ連合会	6,257	6,668	5,450
(うるま市単位老人クラブ)	(1,517)	(2,336)	(2,825)

◇各単位老人クラブ会員数

(単位:人)

No.	自治会名	クラブ名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	具志川	具志川黄金友	534	496	490
2	田 場	田場老人クラブ	休会	休会	休会
3	赤 野	赤野楽寿会	休会	休会	休会
4	宇 堅	宇堅老人クラブ	休会	休会	休会
5	天 願	天願老人クラブ清流会	206	206	206
6	昆 布	昆布老人クラブつばき会	95	79	79
7	栄野比	栄野比ウクマチの会	132	110	110
8	川 崎	川崎老人若水会	201	198	198
9	西 原	西原区願寿会	117	120	120
10	安慶名	安慶名若獅子会	185	141	休会
11	平良川	平良川命伸会	180	151	151
12	上平良川	上平良川なごみの会	144	192	192
13	兼 箇 段	兼箇段老人クラブ	9	9	9
14	米 原	米原千尋会	112	108	108
15	赤 道	赤道老人会	100	93	93
16	江 洲	江洲豊和風会	108	98	98
17	宮 里	宮里ことぶき会	休会	休会	休会
18	喜 仲	喜仲老人会	175	197	197
19	上江洲	上江洲老人クラブ福栄会	112	112	112
20	大 田	大田老人クラブ	休会	休会	休会
21	川 田	川田老人クラブ	93	休会	休会
22	塩 屋	塩屋老人会	休会	休会	休会
23	豊 原	豊原老人クラブ長生会	休会	休会	休会
24	高 江 洲	高江洲老人クラブ	63	57	57
25	前 原	前原老人クラブ長寿会	休会	休会	休会
26	志林川	志林川かりゆし会	96	111	111
27	新赤道	新赤道老人クラブ	102	96	96
28	みどり町1・2	みどり町1・2丁目むつみクラブ	77	66	66
29	みどり町3・4	みどり町3・4丁目若葉会	100	121	121
30	みどり町5・6	みどり町5・6丁目老人クラブ	112	92	92
31	曙	曙区老人クラブ	119	109	109
32	南 栄	南栄区老人クラブ	75	72	72
33	城 北	城北区老人クラブ	82	73	73
34	中 央	中央区老人クラブ	83	84	84
35	松 島	松島区老人クラブ	53	51	51
36	宮 前	宮前区老人クラブ	64	67	67
37	東 山	東山区老人クラブ	69	73	73
38	旭	旭区老人クラブ	66	59	59
39	港	港区老人クラブ	56	41	41
40	伊 波	伊波区老人クラブ	108	101	101
41	嘉手苺	嘉手苺区老人クラブ	40	40	40
42	山 城	山城区老人クラブ	87	83	83
43	石川前原	前原区老人クラブ	102	102	102
44	東恩納	東恩納区老人クラブ	139	138	138
45	美 原	美原区老人クラブ	42	40	40
46	南風原	南風原長寿クラブ	170	170	170
47	平安名	平安名長寿クラブ	休会	125	125
48	内 間	内間寿クラブ	休会	休会	休会
49	平敷屋	平敷屋長寿クラブ	休会	休会	休会
50	津 堅	津堅長寿クラブ	休会	休会	休会
51	浜	浜老人クラブ	休会	休会	休会
52	比 嘉	比嘉若寿会	26	26	26
53	照 間	照間老人クラブ	休会	休会	休会
54	与那城西原	与那城西原いきいきクラブ	121	96	96
55	与那城	与那城老人クラブ	休会	休会	休会
56	饒 辺	饒辺老人クラブ	休会	休会	休会
57	屋慶名	屋慶名区老人クラブ	27	休会	休会
58	平安座	平安座老人クラブ	172	172	172
59	桃 原	桃原老人クラブ	72	74	74
60	宮 城	宮城老人クラブ	29	29	29
61	上 原	上原老人クラブ	休会	休会	休会
62	池 味	池味老人クラブ	休会	休会	休会
63	伊 計	伊計老人クラブ	休会	休会	休会
合 計			4,855	4,678	4,531

※令和7年度 活動中単位老人クラブ 42クラブ、休会中単位老人クラブ 21クラブ

(6) 在宅福祉サービス

①軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者の世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活上の支援を行います。

◇主な支援内容:家事援助(調理・洗濯・掃除・買い物等)

◇対象者:65歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、介護保険非該当
住民税非課税世帯

◇利用料:1時間当たり220円(生活保護世帯は利用料負担なし)

◇実績

(単位:人、時間)

区 分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	一般 世帯	被保護 世帯	計	一般 世帯	被保護 世帯	計	一般 世帯	被保護 世帯	計
利用実人数	9	10	19	8	10	18	3	6	9
延人数	23	15	38	13	18	31	5	15	20
派遣時間	94	95	189	51	74	125	13	51	64

②外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対し、リフト付きストレッチャー装置車両で移送サービスを行います。

◇対象者:65歳以上の在宅の要援護高齢者で、介護者が介助しなければ、一般の交通機関を利用することが困難な方で住民税非課税世帯の方

◇利用料:無料

◇利用者数及び利用回数

(単位:人、回)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用実人数	39	46	31
利用延人数	182	192	177
延利用回数	500	518	474

③日常生活用具給付事業

要援護高齢者や一人暮らしの高齢者が自宅で安心して生活ができるように、日常生活用具を給付します。

◇対象者:65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等
住民税非課税世帯

◇給付実績

(単位:台、個、本)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電磁調理器具	23	12	12
火災警報器	30	10	16
消火器	17	6	9

④老人福祉電話設置事業

住民税非課税世帯で電話のない一人暮らし高齢者に対し、安否の確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話を貸与します。

◇利用料：設置費用は無料（毎月の基本料金及び通話料金や電気料金は利用者負担）

◇利用状況 (単位：人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 用 者 数	11	7	7

⑤ふれあいコール事業

在宅生活に不安を抱える一人暮らし高齢者に、定期的に電話を掛けることにより、生活状態や健康状態の確認、緊急事態発生時の迅速な通報、連絡等の体制を整えます。

◇利用状況 ※利用料：無料 週3回コール (単位：人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 用 者 数	48	45	41

⑥緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者に対し、急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる緊急通報システム機器を設置し、日常生活上の安全の確保と不安の解消を図ります。

◇利用料：無料（機器は貸与）

◇利用状況 (単位：人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 用 者 数	81	68	54

◇利用者側からの通報内容

(単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
救 急 車 出 動	12	11	12
協 力 員 処 理	14	4	12
誤 報	31	23	26
相 談	204	162	132
計	261	200	182

⑦寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、清潔で快適な生活を支援するため、高齢者の寝具の洗濯等を行います。

◇利用料：無料

◇利用状況 (単位：人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 用 者 数	33	30	24

※寝具（原則的に、掛け布団・敷布団・毛布、各1枚を1組）

⑧救急医療情報キット配布事業

急病・事故・災害の救急時における不安を軽減するため、65 歳以上の高齢者に対し、救急医療情報キットの配布を行います。

◇利用料：無料

◇実績 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
配 布 件 数	195	290	316

⑨加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

日常生活に支障がある加齢性難聴者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

◇助成額：一人当たり 30,000 円（上限）

◇支給可能人数：上限 20 名

◇実績

（単位：人）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助 成 人 数	-	18	20

（7）介護者支援事業

① 高齢者等紙おむつ等支給事業

紙おむつをしている寝たきり高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッド等を支給するサービスです。

◇対象者：①要介護認定で要介護度4～5（相当含む）と認定された65歳以上の高齢者
または 40 歳以上 65 歳未満の特定疾病に該当する方

②高齢者と同居する家族が市民税非課税世帯（生活保護世帯は対象外）

③介護保険施設に入所されていない方

◇支給対象品目：紙おむつ、尿取りパッド

◇支給限度額：月額 8,500 円

◇支給人数及び支給額

（単位：人、千円）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支 給 人 数	268	279	273
支 給 総 額	14,445	16,123	14,224

②在宅介護者手当支給事業

65歳以上の高齢者を在宅で直接介護している同居の主たる介護者に対し、手当を支給し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

◇支給条件：①65歳以上の要介護3～5（相当含む）の高齢者と介護者が同じ住所にて生活し、自宅で介護していること

②高齢者と介護者世帯全員に介護保険料の未納がないこと

③介護者が生活保護を受けていないこと

◇支給額：月額 5,000 円（年1回3月に支給）

◇支給人数および支給額

（単位：人、千円）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支 給 人 数	490	474	462
支 給 総 額	18,850	19,380	18,585

介護保険

【介護保険制度について】

介護保険制度は、超高齢化が進む日本において介護を必要とする人々を社会全体で支え合う仕組みとして、平成9年に介護保険法が成立し、平成12年に施行されました。

介護保険制度の運営にあたっては、高齢者人口の推移や要介護者の予測をもとに、介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムの推進、高齢者の自立支援・重症化防止、介護人材の確保対策、地域共生社会の実現などを盛り込んだ「介護保険事業計画」を3年ごとに策定し、介護保険制度の維持拡充に向けた取組を継承しております。

第8期計画（令和3年度）、第9期計画（令和6年度）においては、介護離職問題、人材の確保対策、地域共生社会の実現、重症化防止なども盛り込むとともに、これまでの取り組みを継承しているところです。

(1) 第1号被保険者数

(3月末 単位:人)

年 齢 区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
65歳以上 75歳未満		15,734	15,671	15,414
75歳以上		14,203	14,756	15,411
(再掲)	外国人被保険者	157	173	181
	住所地特例被保険者	168	172	162
計		29,937	30,427	30,825

(2) 要介護(要支援)認定者数・受給者数

ア.要介護(要支援)認定者数

(令和8年3月末 単位:人)

項 目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者		466	795	1,112	1,016	964	1,113	498	5,964
内 訳	65歳以上 75歳未満	113	148	176	155	137	130	78	937
	75歳以上	353	647	936	861	827	983	420	5,027
第2号被保険者		11	35	14	23	21	17	17	138
総 数		477	830	1,126	1,039	985	1,130	515	6,102

イ.要介護(要支援)サービス受給者数

(3月末 単位:人)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要 介 護 (支 援) 認 定 者 数	5,887	6,004	6,102
居宅介護(予防)サービス受給者数(延人数)	46,631	47,990	49,081
地域密着型(予防)サービス受給者数(延人数)	7,196	7,032	7,453
施設介護サービス受給者数(延人数)	8,826	8,900	8,940

(3) 介護サービス種類別件数・支給額

(単位:件、円)

種 類		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		件数	介護給付費	件数	介護給付費	件数	介護給付費	
介護サービス	訪問介護	10,099	689,375,560	10,078	724,178,719	10,652	734,120,946	
	訪問入浴介護	277	14,292,914	265	14,790,756	321	18,869,974	
	訪問看護	2,833	118,062,499	2,919	115,414,987	3,591	141,722,115	
	訪問リハビリテーション	426	17,384,040	435	17,572,205	500	19,835,577	
	通所介護	23,689	2,880,162,483	25,127	3,076,428,257	25,702	3,171,535,340	
	通所リハビリテーション	5,600	541,059,933	5,315	512,867,376	5,332	491,844,312	
	福祉用具貸与	27,177	283,949,431	27,680	300,372,209	29,224	320,680,217	
	短期入所生活介護	1,454	109,572,559	1,433	102,425,190	1,276	94,980,586	
	短期入所療養介護(老健)	368	28,571,395	445	32,375,534	405	28,159,997	
	短期入所療養介護(療養型)	0	0	0	0	0	0	
	短期入所療養介護特定診療費	0	0	0	0	0	0	
	居宅療養管理指導	5,018	30,936,455	6,461	39,095,320	7,115	47,463,752	
	特定施設入居者生活介護	1,062	202,827,693	1,069	206,625,861	1,059	207,030,047	
	特定施設入居者生活介護(短期利用型)	0	0	0	0	0	0	
	地域密着	認知症対応型共同生活介護	1,146	297,631,809	1,063	279,717,391	1,080	287,674,936
		地域密着型特定施設入居者生活介護	14	2,769,885	0	0	0	0
		認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	12	789,923	5	255,924	2	85,572
		認知症対応型通所介護	465	80,728,720	325	61,632,403	251	52,200,488
		地域密着型通所介護	4,978	558,615,071	4,938	556,909,424	5,540	610,154,754
		小規模多機能型居宅介護	647	129,328,140	580	121,078,290	533	113,207,775
		小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	1	42,723	0	0	0	0
		地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	126	19,519,920	180	29,528,783	190	29,988,380
		複合型サービス(看護小規模短期利用)	7	2,332,089	18	2,952,918	0	-2,034
	介護老人福祉施設サービス		5,432	1,367,449,317	5,327	1,373,018,760	5,400	1,406,124,346
	介護老人保健施設サービス		3,328	962,992,462	3,508	1,057,673,658	3,422	1,027,656,337
	介護療養型医療施設サービス		0	0	0	0	0	0
	介護医療院サービス		81	29,161,620	103	36,439,443	156	56,228,760
	医療施設特定診療費		74	800,901	103	1,051,320	156	1,177,938
	特別療養費(老健)		0	0	0	0	0	0
	居宅介護支援		36,508	510,637,177	36,865	522,213,472	38,157	554,379,724

介護予防サービス	介護予防訪問看護		306	10,847,783	467	16,365,128	599	19,120,494
	介護予防訪問リハビリテーション		77	2,436,565	132	4,941,498	167	5,660,179
	介護予防通所介護		0	0	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション		1,707	59,009,438	1,687	58,126,577	1,424	49,768,361
	介護予防福祉用具貸与		5,368	31,791,588	5,833	36,317,633	5,931	40,481,465
	介護予防短期入所生活介護		36	997,896	34	1,181,702	43	1,793,592
	介護予防短期入所療養(老健)		9	497,947	3	173,206	4	195,462
	介護予防居宅療養管理指導		37	263,808	88	647,820	162	1,160,036
	介護予防特定施設入居者生活介護		147	11,248,668	176	14,497,627	189	15,615,279
	地域密着	認知症対応型共同生活介護		0	0	10	2,123,343	12
認知症対応型通所介護		0	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護		78	5,466,105	121	8,617,464	146	11,255,391	
介護予防支援			6,413	29,309,571	6,892	31,803,049	6,883	31,616,860
高額介護サービス費			6,436	66,276,247	7,079	73,040,231	7,324	78,438,873
高額予防サービス費			0	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費			7,291	235,348,975	7,254	229,257,753	7,110	226,975,687
	うち居宅分(短期入所分)		1,486	7,910,127	1,390	6,230,045	1,298	6,489,278
特定入所者予防サービス費			26	86,570	24	121,668	18	85,710
介護給付費(現物分) 計			158,753	9,332,575,880	164,042	9,661,832,899	169,986	9,900,333,926
種 類			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			件数	介護給付費	件数	介護給付費	件数	介護給付費
償還分	介護	福祉用具購入費	304	8,349,799	312	10,392,700	323	11,205,637
		住宅改修費	195	19,180,521	239	22,732,007	259	26,678,180
		居宅介護支援	0	0	0	0	0	0
		訪問通所他	9	433,385	17	377,181	8	217,212
		居宅療養管理指導	2	91,566	7	1,124,407	2	31,426
		福祉用具貸与・通所介護	0	0	0	0	2	68,976
	予防	予防福祉用具購入費	108	2,780,781	117	3,301,047	116	3,559,022
		予防住宅改修費	112	11,576,732	104	11,612,870	118	12,476,048
		予防訪問通所他	2	50,472	2	12,843	2	65,925
	高額サービス費支給(償還払)		15,362	164,708,565	15,870	176,789,284	15,792	179,819,220
	高額医療合算介護サービス費		672	18,601,356	723	21,338,885	776	24,077,967
	介護サービス費			131,332	8,907,049,990	134,817	9,219,244,495	140,656
介護予防サービス費			14,398	166,277,354	15,666	189,721,807	15,796	195,814,812
高額介護サービス等費			22,470	249,586,168	23,672	271,168,400	23,802	282,336,060
特定入所者介護サービス費			7,317	235,435,545	7,278	229,379,421	7,128	227,061,397
審査支払手数料			140,740	11,684,159	145,501	12,076,583	151,382	8,505,260
給 付 費 総 計			9,570,033,216		9,921,590,706		10,167,038,799	

(4) 介護サービスの内容

■ 居宅サービス

サービスの種類	サービスの概要
訪問介護	居宅要介護者をホームヘルパーが訪問し入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活援助を行う。
訪問入浴介護	居宅要介護者を介護職員、看護職員が訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。
訪問看護	居宅要介護者を看護師等が訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために居宅を訪問し理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
通所介護(デイサービス)	居宅要介護者に通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。(定員 19 人以上のデイサービスセンターをいう。)
通所リハビリテーション(デイケア)	居宅要介護者に、介護老人保健施設、病院、診療所その他の施設で、心身の機能回復を目的として、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
福祉用具貸与	居宅要介護者の日常生活の自立を助けるため、車いす、特殊寝台、歩行器等の福祉用具を貸与する。
短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	居宅要介護者が、介護老人福祉施設に短期入所し、日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
短期入所療養介護(老健・医療)(ショートステイ)	居宅要介護者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所しうける看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
短期入所療養介護特定診療	居宅要介護者が、介護老人保健施設において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特定診療項目を行った場合に算定されるもの。
居宅療養管理指導	居宅要介護者に、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設(地域密着型特定施設でないもの)に入居している要介護者がうけるサービス、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	有料老人ホーム等の特定施設に空き部屋がある場合にうけるサービスで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望等を踏まえ、介護サービスの利用に関し、居宅サービス(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるよう提供事業者等との連絡調整を行う。
地域密着型認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が、共同生活を営む住居でうける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
地域密着型認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護のこと。
地域密着型通所介護	居宅要介護者に通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。(定員 18 人以下のデイサービスセンターをいう。)平成 28 年 4 月 1 日市町村移行
地域密着型小規模多機能型居宅介護	要介護者に対して、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

■ 施設介護サービス

サービスの種類	サービスの概要
介護老人福祉施設	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護を行う。
介護老人保健施設	症状が安定し、自宅へ戻れるよう機能訓練を中心とする医療ケアと介護を行う。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な高齢者に医学的管理のもとで介護や医療を行う。
医療施設特定診療	介護療養型医療施設等において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特定診療項目を行った場合に算定されるもの。
特別療養費(老人保健施設)	介護老人保健施設において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特別療養費項目を行った場合に算定されるもの。
介護医療院	要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に行う。

■介護予防サービス

サービスの種類	サービスの概要
介護予防訪問介護	平成28年3月から1年かけて総合事業へ移行
介護予防訪問看護	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的としてうける療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的としてうける理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護予防通所介護	平成28年3月から1年かけて総合事業へ移行
介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者が、介護老人保健施設、病院、診療所その他の施設に通い、介護予防を目的としてうける理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与する。
介護予防短期入所生活介護	居宅要支援者が、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に短期入所し、介護予防を目的として入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者が、介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等からうける療養上の管理及び指導を行う。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行う。
介護予防支援	居宅で介護予防支援を受ける者の心身の状況、希望等を踏まえ、介護予防サービスの利用に関し、居宅サービス（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう提供事業者等との連絡調整を行う。
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症で一定の要支援状態に該当する要支援者が、共同生活を営む住居でうける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
地域密着型介護予防認知症対応型通所介護	認知症の居宅要支援者を対象に専門的なケアを提供する通所介護のこと。
地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者に対して、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供を行う。

■高額介護サービス

サービスの種類	サービスの概要
高額介護サービス	要介護者・要支援者が一カ月に支払った利用者負担額が、世帯区分に応じた世帯負担限度額を超えた場合、超えた額分が払い戻される。
高額医療合算介護サービス	介護保険利用者負担と医療保険・高額医療合算サービスの一部を合算した額が、所得区分に応じた世帯負担限度額を超えたとき、超えた額分が払い戻される。

■特定入所介護

サービスの種類	サービスの概要
特定入所者介護サービス	所得の低い要介護者が介護保険施設サービスなどを利用した場合に係る食費・居宅費の負担を軽減するために支給される。
特定入所者予防サービス	所得の低い要介護者が介護予防短期入所生活介護などを利用した場合に係る食費・滞在費の負担を軽減するために支給される。

■介護給付（予防）

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護福祉用具購入（予防）	居宅要介護者に入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入する場合、年間10万円を上限にその購入費を支給する。
居宅介護住宅改修（予防）	居宅要介護者が手すり取り付け等で住宅改修を行う場合、改修費20万円を上限に9割、8割または7割相当額を支給する。

(5) 介護保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険サービスの給付費の増減、介護保険料の収納率などの見込みをもとに3年に1度見直しを行い決定されます。

●令和3年度～令和8年度までの介護保険料一覧

第8期保険料 (令和3年度～令和5年度)		第9期保険料(令和6年度～令和8年度)			
所得段階	年額保険料 (月額保険料)	所得段階	対 象 者	乗率	年額保険料 (月額保険料)
第 1 段 階	24,900 円 (2,075 円)	第 1 段 階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 82.65 万円以下の方	0.285	23,652 円 (1,971 円)
第 2 段 階	41,484 円 (3,457 円)	第 2 段 階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 82.65 万円を超え 120 万円以下の方	0.485	40,248 円 (3,354 円)
第 3 段 階	58,080 円 (4,840 円)	第 3 段 階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超える方	0.685	56,844 円 (4,737 円)
第 4 段 階	74,676 円 (6,223 円)	第 4 段 階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 82.65 万円以下の方	0.900	74,676 円 (6,223 円)
第 5 段 階 (基 準 額)	82,968 円 (6,914 円)	第 5 段 階 (基 準 額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 82.65 万円を超える方	1.000	82,968 円 (6,914 円)
第 6 段 階	99,564 円 (8,297 円)	第 6 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.200	99,564 円 (8,297 円)
第 7 段 階	124,452 円 (10,371 円)	第 7 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.500	124,452 円 (10,371 円)
第 8 段 階	141,048 円 (11,754 円)	第 8 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.800	149,352 円 (12,446 円)
第 9 段 階	157,644 円 (13,137 円)	第 9 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	2.000	165,936 円 (13,828 円)
第 10 段 階	174,240 円 (14,520 円)	第 10 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	2.200	182,532 円 (15,211 円)
第 11 段 階	182,532 円 (15,211 円)	第 11 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.300	190,836 円 (15,903 円)
第 12 段 階	190,836 円 (15,903 円)	第 12 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.400	199,128 円 (16,594 円)
第 13 段 階	199,128 円 (16,594 円)	第 13 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	2.500	207,420 円 (17,285 円)
第 14 段 階	207,420 円 (17,285 円)	第 14 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の方	2.600	215,724 円 (17,977 円)
		第 15 段 階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 920 万円以上の方	2.700	224,016 円 (18,668 円)

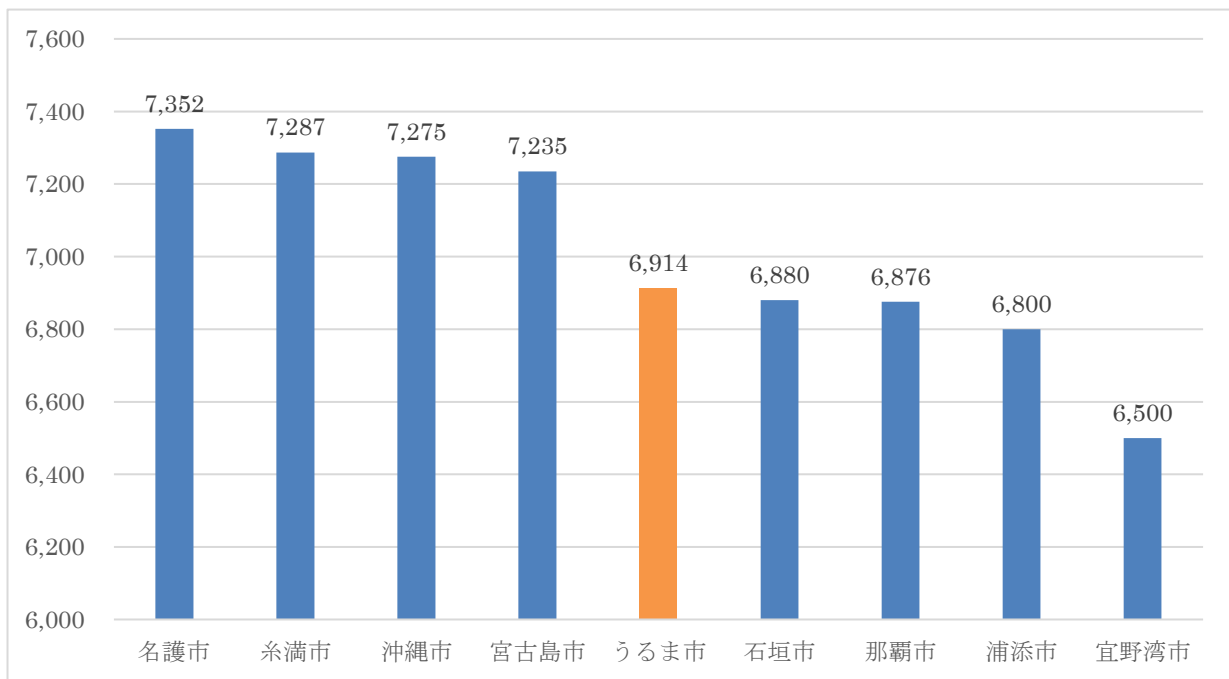
※基準額月額(6,914 円)×乗率(1円未満切り上げ)×賦課対象月数=年額保険料

※所得段階ごとの対象者要件は、第 8 期と第 9 期とでは異なります。

●第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)における各市の介護保険料基準額

各市の介護保険料月額(基準額)

(単位:円)



(6) 介護保険料の収納状況等

(単位:千円)

区 分			調定額	収納額	還 付 未済額	不 納 欠損額	未収額	減免額	収納率
特 別 徴 収	現年度 (A)	令和 5 年度	1,821,812	1,821,812	3,344	0	0	0	100%
		令和 6 年度	1,901,999	1,901,999	3,430	0	0	0	100%
		令和 7 年度	1,981,104	1,981,104	3,501	0	0	0	100%
普 通 徴 収	現年度 (B)	令和 5 年度	357,743	319,505	492	0	38,237	884	89.3%
		令和 6 年度	386,833	355,397	797	0	31,435	1,005	91.8%
		令和 7 年度	383,079	355,833	347	20	27,225	688	92.9%
	滞納分 (C)	令和 5 年度	92,509	19,725	6	26,779	46,005	0	21.3%
		令和 6 年度	84,341	26,402	101	15,031	42,907	0	31.3%
		令和 7 年度	74,132	23,782	20	14,037	36,331	0	32.1%
	B+C	令和 5 年度	450,252	339,230	498	26,779	84,243	884	75.3%
		令和 6 年度	471,174	381,799	898	15,031	74,342	1,005	81.0%
		令和 7 年度	457,211	379,615	367	14,037	63,556	688	83.0%
合 計 (A+B+C)		令和 5 年度	2,272,064	2,161,042	3,842	26,779	84,242	884	95.1%
		令和 6 年度	2,373,173	2,283,798	4,328	15,031	74,342	1,005	96.2%
		令和 7 年度	2,438,315	2,360,719	3,868	14,037	63,556	688	96.8%

●納付義務者数

(単位:人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特 別 徴 収 対 象 者	23,484	24,265	24,762
普 通 徴 収 対 象 者	6,453	6,162	6,063
合 計	29,937	30,427	30,825

(7) 地域支援事業

すべての高齢者を対象とし、要支援・要介護など介護が必要な状態となることを予防し、社会に参加しつつ高齢者が地域において自立した生活を維持できるよう地域支援事業を実施します。

地域支援事業には「包括的支援事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」「任意事業」があります。

【地域包括支援センター】

高齢者が身近な地域で保健・医療・福祉・介護などのサービスを利用でき、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、うるま市地域包括支援センターを委託により設置しています。うるま市地域包括支援センターは、保健師等や社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が中心になり、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、介護予防事業に取り組んでいます。

うるま市地域包括支援センター所在地と担当行政区	
名 称	担当行政区
①うるま市地域包括支援センターいしかわ	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、港、伊波、嘉手苧、山城、旭
②うるま市地域包括支援センター具志川北	天願、昆布、栄野比、川崎、みどり町1・2、みどり町3・4、みどり町5・6、石川前原、東恩納、美原
③うるま市地域包括支援センター具志川ひがし	具志川、田場、赤野、宇堅、上江洲、大田、川田
④うるま市地域包括支援センター具志川にし	安慶名、上平良川、兼箇段、米原、喜仲、平良川、西原
⑤うるま市地域包括支援センター具志川みなみ	赤道、江洲、宮里、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道
⑥うるま市地域包括支援センターかつれん	南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、与那城西原
⑦うるま市地域包括支援センターよなしろ	浜、比嘉、照間、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計

【包括的支援事業】…主に地域包括支援センターが実施します。

「包括的支援事業」には、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント、⑤地域ケア会議推進事業、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦認知症総合支援事業、⑧生活支援体制整備事業の8事業があります。

①総合相談支援事業

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、各種相談受付や支援を行っています。

◇実績

(単位:件)

相談区分	令和5年度 実数(延数)	令和6年度 実数(延数)	令和7年度 実数(延数)
介護相談	2,012 (6,999)	3,553 (6,881)	3,221 (6,037)
医療・疾病	1,239 (5,426)	2,318 (5,096)	2,553 (5,645)
経済的問題	390 (1,408)	661 (1,478)	973 (2,048)
生活環境(住環境除く)	375 (989)	544 (881)	433 (567)
介護予防マネジメント	552 (916)	821 (1,082)	734 (979)
介護予防事業	146 (286)	172 (239)	321 (543)
福祉サービス等	642 (1,422)	743 (1,211)	921 (1,541)
認知症相談	686 (2,711)	1,496 (3,082)	1,202 (2,620)
苦情	50 (81)	50 (97)	31 (51)
65歳未満の方の相談	171 (733)	215 (439)	230 (398)
見守り訪問	480 (1,491)	735 (1,078)	854 (1,249)
住環境に関すること	224 (614)	340 (665)	373 (719)
その他	1,367 (4,287)	2,248 (4,089)	1,969 (3,184)
総計	8,334 (27,363)	13,896 (26,318)	13,815 (25,581)

②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

◇高齢者虐待等に関する相談(養護者による高齢者虐待)

(単位:件)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
虐待に関する相談件数(実数)	54件	21件	35件
〃(延数)	825件	644件	789件
虐待と認定した件数(実数)	16件	13件	15件

◇高齢者虐待等に関する相談(養施設従事者等による高齢者虐待)

(単位:件)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
虐待に関する相談件数(実数)	18件	2件	2件
虐待と認定した件数(実数)	3件	1件	1件

◇権利擁護等に関する相談

(単位:件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
権利擁護相談件数 (延数)	1,490	2,148	2,309

◇成年後見制度利用支援事業実績(親族申立含む)

(単位:件、人)

	区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申立て手続き	市長申立て件数(実件数)	10	13	20
	親族申立支援件数 ※1	14	21	10
報酬助成	報酬助成対象者数	82	92	107
	報酬助成利用者数	42	49	69

※1 親族申立においては、地域包括支援センターが支援を行っています。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

居宅介護支援専門員の支援等を行う事業で、うるま市介護支援専門員連絡会と連携し、資質向上のための研修会や、事例研究会等を行うほか、困難事例への対応等介護支援専門員個別の支援も行っています。

◇実績(介護支援専門員への支援件数)

(単位:件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実 件 数	606	921	1,053
延 件 数	1,559	1,464	1,615

◇実績(ケアマネジメント活動支援事業)

(単位:回)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1) 研修会	1	1	1
2) 包括主任ケアマネ定例会	12	12	12

④介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメントは、基本チェックリストに該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、訪問型サービスや通所型サービスなど適切な事業が包括的・効率的に実施されることを目的とし、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。

指定介護予防支援事業は制度としては別ですが、実施にあたっては共通の考え方に基づき一体的に実施しています。

◇実績

(単位:件)

項 目	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	包括分	委託分	計	包括分	委託分	計	包括分	委託分	計
介護予防ケアマネジメント件数	3,835	2,663	6,498	3,615	2,863	6,478	3,833	2,604	6,437
介護予防支援件数	3,192	3,282	6,474	3,339	3,494	6,833	3,550	3,365	6,915

⑤地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の多職種や民生委員等の地域住民が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの実践力を高める目的で実施し、会議には、個別ケア会議と自立支援型地域ケア会議があります。

◇実績

(単位:回、件)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別ケア会議	(開催数)	99	65	52
	(実件数)	99	65	52
自立支援型ケア会議	(開催数)	10	10	9
	(実件数)	20	19	18

⑥在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護連携体制を充実させるため、平成29年度より中部地区医師会に委託を行い、地域の医療・介護サービス資源の把握や課題の抽出を進めています。切れ目のない医療と介護の提供体制の構築や自立と尊厳を支えるケアが将来にわたって持続的に実現できるよう、関係者間の情報共有支援、他市町村と連携を図るとともに、市民への公開講座や多職種研修を充実させ、事業の促進を図っていきます。

⑦認知症総合支援事業

ア 認知症に関する普及啓発の推進

(a) 認知症講演会

認知症の人にやさしい地域づくりを目指し、市民や関係者・関係機関において認知症に関する理解促進のための講演会を開催します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修会(開催数)	1(*)	1(*)	2
参加者数	21	45	69

(*)高齢者権利擁護(虐待防止)研修会と合同開催

(b) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症サポーター養成講座(開催数)	30	27	23
認知症サポーター養成数	479	478	462

(c) 認知症キャラバンメイト連絡会

キャラバンメイトの資質向上のため、研修や交流会の定期開催等を行います。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症キャラバンメイト連絡会(開催数)	3	2	1
参 加 者 数	21	20	10

イ 地域での認知症見守り体制づくりの推進

認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業

認知症の症状などにより道迷いのリスクがある高齢者を事前に登録し、関係機関と連携を強化し、所在不明時の対応等を行います。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事 前 登 録 者 数	415	493	294
捜 索 協 力 機 関 数	155	183	192

ウ 相談、連携体制の充実

(a) 認知症地域支援推進員の配置

高齢者人口や高齢者の実態に合わせ、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、身近な場所で早期に相談ができる体制を整備しています。また認知症サポート医、医療機関、介護保険事業所や地域(自治会等)との連携体制を確保し、地域における認知症高齢者やその家族の支援体制の充実・強化を図っています。

◇実績

(単位:人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症地域支援推進員数	9	9	9

(b) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族の支援に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進し、早期診断・早期対応に向け、認知症に関する相談等を集中的に行い自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ケ ー ス 介 入 数	11(延件数)	7(延件数)	5(延件数)

(c) 物忘れ相談会

認知症地域支援推進員と連携しながら実施し、支援が必要な方に対して、早期介入と適切な支援に結び付けることを目的としています。7つの地域包括支援センターが合同開催し、居住区域で相談しにくい方にも対応できる体制にしています。(令和7年度より開催)

◇実績

(単位:回)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
物忘れ相談会開催件数	-	-	6回

エ 認知症高齢者の交流の場・認知症カフェの実施

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、交流や情報共有を通じて認知症を抱える本人の声や思いを聴き、相互理解を深め、安心して暮らし続けられる地域づくりに努めています。

◇実績

(単位:回)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
認知症カフェ開催件数(7 包括の実施分)	109 回	136 回	136 回

⑧生活支援体制整備事業

ア 生活支援コーディネーター配置と活動の推進

地域における住民主体の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、既存の取り組みや多様な組織等と連携しながらコーディネート機能の向上を図ります。

また、地域包括支援センターやCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)等と連携し、地域資源や高齢者支援のニーズについて把握を行います。

重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として、地域社会から孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向け、介護、障がい、子ども、困窮にかかる事業と一体となり、地域で支え合う関係性を広げ、住民同士の交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能の確保に向けた取り組みを検討します。

イ 協議体の設置

つながりのある地域づくりの推進を図るため、第1層(市全域)、第2層(日常生活圏域単位)にて協議体を設置します。

多様な主体間で地域資源・地域課題について情報共有を行い、地域づくりにおける意識の統一を図るとともに、多様な主体間が連携・協働し、地域資源開発に向けた調査・検討を行います。

◇実施状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第1層生活支援コーディネーターの配置人数	1	1	1
第2層生活支援コーディネーターの配置人数	7	7	7
第1層協議体(市全域) 開催回数	1	0	2
第2層協議体(圏域ごと) 開催回数	23	101	118
地 域 づ く り に 関 す る 研 修 の 実 施	—	1	1

【介護予防・日常生活支援総合事業】

要支援者等に対して提供する専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを提供したり、介護予防に関する知識などの普及・啓発を図る事業です。

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(a) 介護予防訪問介護相当サービス

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護、調理、掃除等の生活援助を行う事業です。

(b) 短期集中型の訪問型サービス

保健、医療の専門職が居宅を訪問することにより、生活機能に関する問題を総合的に把握し、生活機能を改善するための適切な指導や助言を短期間(3～6か月)実施する事業です。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 5 年度 (審査月)	令和 6 年度 (審査月)	令和 7 年度 (審査月)
(a) 訪問介護相当サービス件数 ※1	2,726	2,815	2,762
(b) 訪問型サービス C 件数(延)	8(79)	8(91)	4(19)

※1 サービス件数の内訳は全て独自となります。

イ 通所型サービス

(a) 介護予防通所介護相当サービス

市が指定した事業所等に通い、食事や入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等支援を行う事業です。

(b) 短期集中型の通所型サービス

保健、医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、生活機能の改善を目的とした効果的な認知・運動機能向上プログラムを短期間(3～6か月)実施する事業です。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 5 年度 (審査月)	令和 6 年度 (審査月)	令和 7 年度 (審査月)
(a) 通所介護相当サービス件数 ※1	8,132	8,304	8,599
(b) 通所型サービス C			
①運動機能向上 件数(延)	45(800)	33(561)	62(1171)
②認知機能向上 件数(延)	14(355)	18(376)	※2

※1 サービス件数の内訳は全て独自となります。

※2 令和7年度より、運動機能向上のみ実施。

(c) 緩和した基準による通所型サービス

高齢者の閉じこもり予防や自立支援を推進するため、多様な方と触れ合う機会をつくり、効果的な機能訓練や認知機能向上プログラム等を実施することで、地域とのつながりを持ち、一人ひとりの生きがいや自己実現の取り組みにつながるよう支援する事業です。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(c) 通所型サービス A(運動・認知機能向上) 件数(延)	36(829)	23(493)	38(687)

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者（独居高齢者や高齢者世帯など）を早期に把握し、要介護状態にならないよう予防することを目的に、適切な介護予防活動や福祉サービスにつなげる等の地域包括支援センターの訪問支援を行います。

◇実績

（単位：件）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
高齢者実態把握件数（相談・訪問）	15	9	15

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関心のある高齢者及び地域住民に対し、介護予防を普及啓発する目的で事業を行います。

(a) 介護予防教室

概ね65歳以上の方を対象に、うるま市健康福祉センター施設や公民館を活用し、筋力向上プログラムを開催しています。

◇実績

（単位：回、人）

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
種 別	げんきづくり 支援事業	男 塾	げんきづくり 支援事業	男 塾	げんきづくり 支援事業	男 塾
教室受講者実人数	442	57	668	39	237	45
回 数	686	92	1,025	49	332	51
参 加 延 人 数	11,785	1,171	12,362	846	6,689	789

(b) 介護予防出前講座

各公民館や高齢者の集う場にて、介護予防に関する講話や転倒予防、認知症予防等に効果がある体操等を実施します。

◇実績

（単位：回、人）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実 施 回 数	131	128	161
参 加 延 人 数	1,524	1,403	1,675

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材の育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

(a) 自主体操サークル立ち上げ支援事業

高齢者の自主的な介護予防活動を進めるために、サークルの立ち上げ支援及び継続支援を行います。

◇実績

（単位：件）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
サークル数（延数）	25	24	37

(b) 体操サークル交流会

自主体操サークルで活動する高齢者を対象に、サークルで活かせる体操の習得やメンバー同士の交流の機会を提供し、活動の活性化を目指します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 5 年度 (フォローアップ)	令和 6 年度 (フォローアップ)	令和 7 年度 (フォローアップ)
実 施 回 数	1	1	1
参 加 延 人 数	33	47	34

(c) 高齢者交流サロン

年齢や心身の状態等によって高齢者を隔てることなく、身近な場所において、自主的に運営される通いの場を確保し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいをめざし、介護予防メニュー等の内容を活動に取り入れることで、さらなる介護予防に資する多様な活動を支援します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実 施 団 体	6	2	2
活 動 回 数	577	229	287
参 加 延 人 数	7,704	2,376	3,293

(d) 生きがい活動支援通所事業（ミニデイ）

在宅の高齢者に対して、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態への予防を図るとともに、その活動を主体的に運営する団体の地区組織を育成することを目的に実施しています。活動内容は軽スポーツ活動や創作・趣味活動・レクリエーション・ふれあい交流などあります。

また、各地区を単位とし構成されたボランティア団体「福祉推進会」が協力します。

◇対象者

本市に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で、実施場所まで他人の介助なしに通うことができる者を原則としています。

◇事業の委託先 うるま市社会福祉協議会

与勝の里（勝連津堅地区）キャロットふれあいサロン

◇利用状況（人数及び回数）

(単位:人、回)

区 分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	参加 実人数	参加 延べ 人数	延べ 実施 回数	参加 実人数	参加 延べ 人数	延べ 実施 回数	参加 実人数	参加 延べ 人数	延べ 実施 回数
具 志 川 地 域	1,144	8,472	492	1,038	8,695	496	916	8,265	472
石 川 地 域	445	3,914	300	421	4,087	306	384	4,390	311
勝 連 地 域	213	1,603	92	154	1,570	71	158	1,369	68
与 那 城 地 域	260	1,918	140	224	1,996	139	250	1,818	143
勝連津堅地区キャロット ふれあいサロン	21	868	118	21	799	125	28	663	117
計	2,083	16,775	1,142	1,858	17,147	1,137	1,736	16,505	1,111

【任意事業】

①食の自立支援サービス事業

65歳以上の高齢者世帯で、食事の用意が困難な要介護高齢者に対し、配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持や安否の確認等を行います。

◇配食利用者数及び配食数実績

利用料：1食当たり400円（非課税世帯）、500円（課税世帯）

（単位：人、食）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 用 実 人 数	51	20	22
利 用 延 人 数	135	40	43
延 配 食 数	2,223	651	671

②家族介護慰労金支給事業

65歳以上の要介護高齢者を在宅で直接介護している介護者に対し、慰労金を支給し、身体的、精神的負担や経済的負担の軽減を図ります。

◇対象者：介護認定で要介護4又は5と認定されてから、1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を在宅で介護している方で、市民税非課税世帯で介護保険料の未納がない方

◇支給額：年額100,000円

◇実 績

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支 給 件 数	2	2	3

③家族介護支援事業

介護している家族等に対し介護に関する知識等を習得させ、又は心身等の元気回復を支援することにより家族等の精神的及び身体的負担の軽減を目的とした事業を行います。

◇実 績

（単位：回、人）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実 施 回 数	-	-	2
参 加 人 数	-	-	59